



小規模多機能型居宅介護 サービス利用料金表

ケアホームいるか乃里

R7,4,1～

単位：円／月

費 目			要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
保険給付一割負担分（※）	各加算	① 基本介護費	¥3,450	¥6,972	¥10,458	¥15,370	¥22,359	¥24,677	¥27,209	
		② 認知症加算（Ⅱ）			¥890					
		③ 看護職員配置加算（Ⅱ）			¥700					
		④ 訪問体制強化加算			¥1,000					
		⑤ 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	¥800							
		⑥ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	¥640							
		①～⑥合計＝（イ）	¥4,890	¥8,412	¥14,488	¥19,400	¥26,389	¥28,707	¥31,239	
		⑦ 特別地域加算 ①×15％＝（ロ）	¥518	¥1,046	¥1,569	¥2,306	¥3,354	¥3,702	¥4,081	
		⑧ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） （（イ）+（ロ））×14.9％＝（ハ）	¥806	¥1,409	¥2,392	¥3,234	¥4,432	¥4,829	¥5,263	
		⑨ 初期加算（30日分）※	¥900	¥900	¥900	¥900	¥900	¥900	¥900	
	（イ）+（ロ）+（ハ）+ ⑨ ＝（ニ）		¥7,114	¥11,767	¥19,349	¥25,840	¥35,075	¥38,138	¥41,483	
保険外負担分	食費・宿泊費・その他	⑩ 朝食（1食あたり/¥400）	¥400×回数分（おやつ代込み）							
		⑪ 昼食（1食あたり/¥600）	¥600×回数分（おやつ代込み）							
		⑫ 夕食（1食あたり/¥600）	¥600×回数分							
		⑬ 宿泊費（1泊あたり/¥2,300）	¥2, 300×回数分							
		⑭ 病院受診等同行費 （1医療機関等につき/¥1,000）	¥1, 000×回数分							
		⑮ 衣服管理洗濯代（1か月分/定額）	¥3, 000							
		⑯ その他、個人使用品費用	実費（医療費・薬代・排泄用品・娯楽費など）							
	実費負担合計		各個人のご利用状況により、⑨～⑯総合計＝（ホ）							
費用総合計			¥7,114+ （ホ）	¥11,767+ （ホ）	¥19,349+ （ホ）	¥25,840+ （ホ）	¥35,075+ （ホ）	¥38,138+ （ホ）	¥41,483+ （ホ）	

※ 保険給付一割負担分 …………… 基本的には一割負担、九割は介護保険負担となりますが、利用者様の所得金額に応じて、三割負担の方もおられます。

※ ① 基本介護費 …………… 介護保険法に定められた、小規模多機能型居宅介護サービスの基本介護費の個人負担分(一割)となります。

※ ⑨ 初期加算 …………… 1日に付き30単位を加算(登録日より30日まで)となります。30日を超える病院・診療所への入院後に利用を再開した場合も算定できます。

※ 上記、各加算について

② 認知症加算…………… 次のいずれかに該当する場合に加算されます。

(Ⅰ) ①認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、日常生活自立度Ⅲ以上の高齢者対象の規定数に応じ、配置している。②また、認知症ケアに関する技術的指導会議を開催し、③専門的な研修を修了している者を1人以上配置。④職員毎の認知症ケアに関する研修計画を作成している場合。

(Ⅱ) 上記①、②を満たす場合。

(Ⅲ) 日常生活自立度Ⅲ以上の認知症高齢者へのケアを行った場合。

(Ⅳ) 要介護2で、日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者へケアを行った場合。

③ 看護職員配置加算……………	次のいずれかに該当する場合に加算されます。 (Ⅰ) 常勤専従の看護師を1人以上配置 (Ⅱ) 常勤専従の准看護師を一人以上配置 (Ⅲ) 看護職員を常勤換算で一人以上配置
④ 訪問体制強化加算……………	訪問サービスに当たる常勤職員を2名以上配置し、事業所における訪問回数が一か月あたり、200回以上ある場合に算定できます。
⑤ 総合マネジメント体制強化加算…	次のいずれかに該当する場合に加算されます。 (Ⅰ) ①利用者の心身の状況、家族を取り巻く環境の変化に応じ、随時、関係機関専門職と共同し、計画の見直しを行う。②また、日常的に地域住民との交流を図り、③地域への相談体制性を確保。④インフォーマルサービスなどを包括的に提供できるようケアプランを作成する。⑤地域の児童福祉事業、障害福祉サービス、他地域密着型サービスとの事例検討会などを実施するなど、地域における交流の場を設ける。 (Ⅱ) 上記、①、②を満たす場合に算定。
⑥ サービス提供体制強化加算……	次のいずれかに該当する場合に加算されます。 (Ⅰ) 看護職を除く従業者総数のうち介護福祉士が占める割合が70%以上、または、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上。 (Ⅱ) 看護職を除く従業者総数のうち介護福祉士が占める割合が50%以上。 (Ⅲ) 看護職を除く従業者総数のうち介護福祉士が占める割合が40%以上。または、常勤職員の占める割合が60%以上の場合。または、勤続7年以上の者の占める割合が30%以上の場合。
⑦ 特別地域加算……………	所定単位数の15%を加算。
⑧ 介護職員等処遇改善加算……	介護職員、その他職員の賃金改善について、規定された賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき、適切な措置を講じた場合に算定。加えて、該当する所定の規定を、適正に実施している場合に算定できる。 (Ⅰ)～(Ⅴ) 各規定に応じた内容に適合した区分での算定できる。現在、当事業所では(Ⅰ)での区分認定をもらっており、各加算の所定合算単位数に <u>14.9%を乗じた単位</u> を算定している。
※その他、加算の請求について……	上記加算のほかに、利用者の状態や事業所の体制に応じ、下記のような加算を、介護保険法の規定に準じ算定する場合があります。 ・看取り体制強化加算 ・若年性認知症利用者受入加算 ・口腔・栄養スクリーニング加算 ・科学的介護推進体制加算 など。
※その他保険外負担分(⑩～⑯) について……	利用者様が日常生活を営む上で必要と認められ、個人的にご利用いただいた分の費用となります。 ⑩ 朝食費。費用には、午前中のおやつ代も含まれます。 ⑪ 昼食費。費用には、午後のおやつ代も含まれます。 ⑫ 夕食費。 ⑬ 宿泊費。 ⑭ 病院受診等同行費。同行するご家族の都合のつかない方や、独居の方などの、病院受診時や買い物、役場、銀行など、他者の同行が必要な場合に、事業車送迎で職員一名が付き添い支援を行います。ただし、同一医療機関、同一目的地の場合は、一律¥1,000での負担となりますが、複数医療機関、他目的地への移動については、その度ごとでの費用負担となります。 ⑮ 衣服管理洗濯代。日常的な衣服の洗濯や管理、季節ごとの入れ替え、ボタンの補修などを行います。 ⑯ その他、個人使用品費用。そのほか、利用者様がご自分で使用される物品や排泄用品、医療費、薬代、娯楽費、嗜好品、日常生活品などは、個人負担となります。

要支援1・2の方のご利用試算

＜週2回の通所サービス、週5回の配食サービスを1か月間利用した場合では？＞

	介護保険対象自己負担分(1割負担)									※食事代 (⑪昼食30回×¥600)	合計
	①基本利用料 (月額)	②認知症加算Ⅱ (月額)	③看護職員配置 加算Ⅱ(月額)	④訪問体制強化 加算(月額)	⑤総合マネジメント強 化加算Ⅱ(月額)	⑥サービス提供体 制加算Ⅱ(月額)	⑦特別地域加算	⑧介護職員処遇 改善加算Ⅰ	⑨初期加算 (30日計)		
要支援1	3,450	0	0	0	800	640	518	940	900	18,000	25,248
要支援2	6,972	0	0	0	800	640	1,046	1,543	900	18,000	29,901

要介護1・2の方のご利用試算

＜週2回の通所サービスを利用した場合の1か月の支払いは？＞

	介護保険対象自己負担分(1割負担)									※食事代 (⑩朝食8回×¥600)	合計
	①基本利用料 (月額)	②認知症加算Ⅱ (月額)	看護職員配置加 算Ⅱ(※②)	③訪問体制強化 加算(月額)	④総合マネジメント強 化加算Ⅱ(月額)	⑤サービス提供体 制加算Ⅱ(月額)	⑥特別地域加算	⑦介護職員処遇 改善加算Ⅰ	⑨初期加算 (30日計)		
要介護1	10,458	890	700	1,000	800	640	1,569	2,527	900	4,800	24,284
要介護2	15,370	890	700	1,000	800	640	2,306	3,368	900	4,800	30,774

要介護2・3の方のご利用試算

＜週3回の通所サービスと宿泊1回を利用した場合の1か月の支払いは？＞

	介護保険対象自己負担分(1割負担)									※食事代 (⑩朝食4回×¥400) ⑪昼食20回×¥600 ⑫夕食4回×¥600)	⑬宿泊費 (4泊×¥2,300)	合計
	①基本利用料 (月額)	②認知症加算Ⅱ (月額)	②看護職員配置 加算Ⅱ(月額)	③訪問体制強化 加算(月額)	④総合マネジメント強 化加算Ⅱ(月額)	⑤サービス提供体 制加算Ⅱ(月額)	⑥特別地域加算	⑦介護職員処遇 改善加算Ⅰ	⑨初期加算 (30日計)			
要介護3	22,359	890	700	1,000	800	640	3,354	4,566	900	16,000	9,200	60,409
要介護4	24,677	890	700	1,000	800	640	3,702	4,963	900	16,000	9,200	63,472

要介護3～5の方のご利用試算

＜毎日、宿泊サービスを利用した場合の1か月(30日分)の支払いは？＞

	介護保険対象自己負担分(1割負担)									※食事代 (⑩朝食30回×¥400) ⑪昼食30回×¥600 ⑫夕食30回×¥600)	⑬宿泊費 (30泊× ¥2,300)	合計
	①基本利用料 (月額)	②認知症加算Ⅱ (月額)	②看護職員配置 加算Ⅱ(月額)	③訪問体制強化 加算(月額)	④総合マネジメント強 化加算Ⅱ(月額)	⑤サービス提供体 制加算Ⅱ(月額)	⑥特別地域加算	⑦介護職員処遇 改善加算Ⅰ	⑨初期加算 (30日計)			
要介護3	22,359	890	700	1,000	800	640	3,354	4,566	900	48,000	69,000	152,209
要介護4	24,677	890	700	1,000	800	640	3,702	4,963	900	48,000	69,000	155,272
要介護5	27,209	890	700	1,000	800	640	4,081	5,397	900	48,000	69,000	158,617

【ご案内】 上記、ご利用内容は、基本シミュレーションです。利用者様の希望や状態に応じて、訪問サービスでは、服薬確認・安否確認、配食などのサービス提供も行っています。
また、通所サービスでは、利用者様の都合に合わせて、朝食・夕食提供や送迎時間の変更などにも応じております。
利用者様のご希望に応じて、出来る限り、柔軟な内容での支援を行っておりますので、お気軽にご相談下さい。(0768-62-1588)

① 介護保険法に定められた介護サービス利用料
② 認知症介護実践リーダー研修修了者を規定数配置時に加算し、要介護認定のある方のみ加算。
③ 常勤専従の准看護師を1人以上配置時に加算。
④ 訪問サービス常勤職員を配置し、月にのべ200回以上の訪問を実施時に加算。
⑤ 利用者の状態に応じて関係者・地域と協働した支援を実施している事業所に加算。
⑥ 従業者総数のうち介護福祉士の割合が50%以上の事業所に加算。
⑦ 基本単位数の15%に相当。
⑧ 合算した所定単位数の14.9%に相当。
⑨ 初期加算は登録開始後30日のみ請求。その後は算定しません。
※ 食事費用は回数分を請求。食事代におやつ費も含む。

ケアホームいるか乃里 ご利用料金一覧表

令和7年4月1日改定

【利用設定：認知症のある各介護度の方が、1か月間(30日)を通じて宿泊のご利用をされた場合の試算】

(単位:円)

費目				要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備考	
介護報酬に係る費用	①基本サービス費(月額)			3,450	6,972	10,458	15,370	22,359	24,677	27,209	※介護保険の介護給付費。個人負担は1割から3割。表では1割で表示中。	
	②認知症加算Ⅱ(月額)			0	0	890	890	890	890	890	※認知症リーダー研修修了者を規定数配置した時に算定。	
	③看護職員配置加算Ⅱ(月額)			0	0	700	700	700	700	700	※准看護師の配置に対する加算。要介護者のみ算定。	
	④訪問体制強化加算(月額)			0	0	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	※要介護認定者のみ加算。(要支援者は無し)	
	⑤総合マネジメント体制強化加算Ⅱ(月額)			800	800	800	800	800	800	800	※利用者の介護の質を高める為の総合的なマネジメントを行っている事業所に対する加算。	
	⑥サービス提供体制加算Ⅱ(月額)			640	640	640	640	640	640	640	※介護福祉士が50%以上、常勤職員が60%以上のいずれかを配置されている事業所への加算。	
	⑦特別地域加算			518	1,046	1,569	2,306	3,354	3,702	4,081	※基本単位数の15%に相当する単位数を加算。	
	⑧介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ			940	1,543	2,527	3,368	4,566	4,963	5,397	※合算した所定単位数の14.9%に相当する単位数	
	⑨初期加算(30日分)			900	900	900	900	900	900	900	※入所時より30日間のみ加算されます。月途中の登録では日割り計算となります(日額30円)	
	介護保険自己負担分合計			<u>7,248</u>	<u>11,901</u>	<u>19,484</u>	<u>25,974</u>	<u>35,209</u>	<u>38,272</u>	<u>41,617</u>	※合計は、初期加算30日分の加算を含めた単位数。	
保険対象外自己負担分	実費請求	食費	⑩朝食(400×30日)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	※食事された回数分の請求(おやつ代込み)	
			⑪昼食(600×30日)	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	※食事された回数分の請求(おやつ代込み)	
			⑫夕食(600×30日)	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	※食事された回数分の請求	
		⑬宿泊費(2,300×30日)	69,000	69,000	69,000	69,000	69,000	69,000	69,000	69,000	※宿泊回数分の請求	
		実費請求合計			117,000	117,000	117,000	117,000	117,000	117,000	117,000	
	立替請求	⑭病院受診同行費			※¥1,000×回数分							※1医療機関等の外出支援につき定額
		⑮衣服管理洗濯代			※¥3,000(一か月定額)							※各個人の希望により請求。
		⑯その他(諸経費)			※実費(医療費、薬代、排泄用品、娯楽費など)							※各個人の必要に応じた物品など、運営規定の該当状況による。
	総合計				<u>124,248</u>	<u>128,901</u>	<u>136,484</u>	<u>142,974</u>	<u>152,209</u>	<u>155,272</u>	<u>158,617</u>	